

## 入札心得書

(趣旨)

第1条 この心得書は、飲料用自動販売機設置運営のための沼津市有施設の一般競争入札による貸付けに参加を希望する者が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札参加者の責務)

第2条 入札への参加を希望する者は、この入札心得書のほか、「市有財産（沼津市門池地区センター）への飲料用自動販売機の設置に関する募集要領」（以下「募集要領」という。）の記載事項を熟知のうえ、入札に参加しなければならない。

(入札参加資格)

第3条 入札に参加する資格を有する者は、次の各号のいずれにも該当する法人又は個人とする。

- (1) 沼津市、富士市、三島市、伊豆の国市、伊豆市、長泉町、清水町又は函南町に本店、支店、営業所若しくは事業所を有し、又は居住し、若しくは店舗を設置して業を営んでいること。
- (2) 過去2年間において、飲料用自動販売機設置事業又はこれに類する事業の実績を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）にもとづき更生手続開始の申立てが成されている（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号。以下「条例」という。）に基づく、次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。
  - ア 条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員等（以下総称して「反社会的勢力」という）
  - イ 法人の代表者が反社会的勢力である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう）が反社会的勢力である者
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けている、若しくは過去に受けたことがある団体及びその代表者、主催者又はその構成員でないこと。
- (7) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (8) 国税及び沼津市税を滞納していないこと。

(入札参加申込)

第4条 入札参加希望者は、市が指定する日までに、次に掲げる書類を沼津市政策推進部地域自治課に提出してください。なお、指定する日までに、必要な書類を提出しなかった者は、入札に参加することができません。

- (1) 【様式1】市有財産貸付け一般競争入札参加申込書（押印は実印を使用すること）
  - (2) 登記簿謄本等 1部（申込日から3か月以内に発行されたもの）
    - ・法人登記している事業者は、履歴事項全部証明書の写し
    - ・個人事業者の場合は、代表者身分証明書の写し
  - (3) (1)に規定する申込書押印の印鑑証明書
  - (4) 【様式2】誓約書
  - (5) 設置を希望する自動販売機及び回収ボックスの寸法、消費電力等の仕様が記載された書類の写し
  - (6) 【様式3】自動販売機設置事業申告書
  - (7) 納税証明書 1部（申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出。）  
(市内に本社又は営業所のない事業者は国税納税証明書のみ提出)
    - ① 市税納税証明書
      - ・法人登記している事業者は、法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）
      - ・個人事業者の場合は市県民税納税証明書（最新のもの）
    - ② 固定資産税納税証明書（最新のもの）
    - ③ 国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）
      - ・法人登記している事業者は「その3」又は「その3の3」を提出
      - ・個人事業者の場合は「その3」又は「その3の2」を提出
- 2 前項の規定による提出は、持参又は郵送の方法によるものとし、電送を利用した方法は認めない。
- 3 前項の規定に基づき、郵送の方法により提出する場合にあつては、郵便書留にて募集要領4(1)の受付期間に(2)の受付場所に到着しなければならない

(入札保証金)

第5条 入札保証金は、免除する。

(入札時の持参書類等)

第6条 入札に参加する者は、市が指定する入札日時及び入札場所において、次に掲げる書類を持参して入札しなければならない。

- (1) 入札書（募集要領に添付した入札書の様式を使用し封入する。）
- (2) 委任状（代理人が入札を行う場合にのみ必要となる。）
- (3) 入札参加資格があることが確認できた旨の通知書の写し

(入札書)

第7条 入札書は募集要領に添付されているものを使用すること。

- 2 記入に当たっては黒インクの万年筆又はボールペンを使用して記入しなければならない。
- 3 入札書に入札参加者の住所、氏名（法人の場合は所在地、名称及び代表者名）を記入のうえ、実印（法人の場合は代表者印）を押印しなければならない。
- 4 入札金額は、売上金額に対する貸付料率を、算用数字を使って記入しなければならない。
- 5 代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者の住所、氏名を記入するとともに（押印は不要）、代理人の住所、氏名を記入し押印しなければならない。この場合、入札参加者が作成した委任状を添付しなければならない。
- 6 入札書は封筒に入れ、封かんし、入札参加者の住所、氏名（代理人の場合は、代理人の氏名も併記）を封筒に表記し、市の担当者の指示に従い入札会場に設置された入札箱に投入しなければならない。
- 7 投入した入札書の書替え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札の無効)

第8条 次の各号に該当する者が行った入札は、無効とします。

- (1) 第3条に規定する入札参加資格のない者
- (2) 委任状を提出しない入札参加者の代理人として入札した者
- (3) 指定した入札日時及び入札場所において入札をしなかった者
- (4) 記名押印のない入札をした者
- (5) 金額を訂正した入札をした者
- (6) 貸付料率その他の事項について、認知しがたい記載をした者
- (7) 市の設定する最低貸付料率未満の入札をした者
- (8) 入札に関し不正行為を行ったと認められる者
- (9) 入札物件1件につき、2以上を入札した者
- (10) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者
- (11) 入札物件1件につき、2人以上の入札者の代理人となって入札した者
- (12) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者

(開札)

第9条 開札は、入札の終了後直ちに、入札場所において入札者を立ち合わせて行う。ただし、入札者が開札に立ち会わないときは、入札に関係のない市職員を立ち合わせて開札を行う。この場合、異議申し立てはできない。

(落札者の決定)

第10条 落札者は、市の設定する最低貸付料率以上であり、かつ、最高の貸付料率を入札した者とする。

- 2 市の設定する最低貸付料率以上であり、かつ、最高の貸付料率を入札した者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定する。ただし、くじを引かない者があるときは、入札に関係のない市職員に代わりにくじを引かせるものとする。この場合、異議申し立てはできない。
- 3 入札結果は、全ての入札を対象とし、開札の場においてその内容を直ちに口頭で公表する。

#### (再入札)

第11条 開札の結果、売上金額に対する貸付料率の入札が最低貸付料率に達しない場合で、入札参加者が再度の入札を希望するときは、直ちに再入札を行う。

- 2 第8条の(1)から(12)までのいずれかの理由に基づき無効とされた入札を行った入札参加者は、再入札に参加することができない。

#### (落札の通知)

第12条 落札者が決定したときは、直ちに落札者に対し、落札した財産に係る賃貸借契約（以下「契約」という。）の締結について必要な事項を通知するものとする。

#### (契約の締結)

第13条 落札者は、前項の規定による落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日を含む。）に募集要領に添付する契約書の様式により、市と契約を締結しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市が認めたときは、当該期日を延長することができる。

- 2 落札者が、前項の期間内に契約を締結しないとき又は第8条各号のいずれかに該当することが判明したときは、当該落札はその効力を失う。
- 3 落札者は、契約関係書類の作成に当たっては、実印（入札参加申込書に使用した印）を用いなければならない。

#### (契約保証金)

第14条 契約保証金は、免除する。

#### (貸付料の支払い)

第15条 落札者は貸付料のうち、年間の固定額を貸付期間中の年度の最初の月の末日（貸付期間開始年度にあつては、貸付期間の開始日の属する月の末日）までに、市が発行する納入通知書により納付しなければならない。ただし、貸付期間中の各年度において、その年度内の貸付期間が1年に満たないときの年間の固定額は、年間の固定額を12で除した金額に当該年度における貸付の月数を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）とする。

- 2 落札者は貸付料のうち、売上金額に対する貸付料率により算出される金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）を、各使用月の翌月の市が指定する期日

までに、市が発行する納入通知書により納付しなければならない。

- 3 前2項（第15条第1項及び第2項）の規定により納付する金額は、それぞれの貸付料の金額に取引に係る消費税及び地方消費税を加えた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）とする。

（契約の解除）

第16条 市は、契約締結後、落札者の当該契約に関する不正の事実が判明したとき又は落札者が法令、本心得書若しくは当該契約に違反したときは、当該契約を解除することができる。

（瑕疵担保責任）

第17条 落札者は、契約締結後、貸付財産に面積の不足その他隠れた瑕疵のあることが判明した場合においても、貸付料の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（入札結果の公表について）

第18条 入札結果については、入札参加者数、落札の有無、落札金額及び落札者（法人・個人の別）を公表するとともに、一定期間、沼津市ホームページにも公表する。

- 2 沼津市情報公開条例（平成12年条例第37号）に基づく開示請求がなされた場合には、落札者に関する情報を開示することがある。